

『「知っている」が7割に増加 マイナンバー制度—内閣府調査』

内閣府が1月に実施したマイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する世論調査結果によると、同制度について「内容まで知っていた」が28.3%、「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」が43.0%で、合計すると、およそ10人のうち7人が、内容についての理解度はともかく、同制度を知っていることがわかった。前回平成23年11月の調査では、「内容まで知っていた」が16.7%、「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」が41.8%で、認知度は10人に6人。「知らなかった」が41.5%にのぼった。3年あまりの間に国民の間に同制度が徐々に浸透しつつあることが確認された格好だ。

また法人番号については、「内容まで知っていた」が3.1%、「内容は知らなかったが、法人番号という言葉は聞いたことがある」が9.8%にとどまり、認知度の低さが浮き彫りになった。「知らなかった」が87.1%と、9割近い割合を占めた。

マイ・ポータルについても、「知らなかった」が83.6%で、現状ではほとんど知られていないことが明らかになった。「内容まで知っていた」は3.6%、「内容は知らなかったが、マイ・ポータルという言葉は聞いたことがある」が12.8%で、この2つを合計しても20%に届かなかった。

『H27年度税制改正大綱（8）海外からのサービス課税対象に』

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直しについては既報の通りだが、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税については以下の見直しが行われる。

国内外の事業者間で競争条件に歪みが生じている現状に対応するため、電子書籍・音楽・公告の配信など電気通信回線を介した「電気通信役務の提供」についての内外判定基準を、役務の提供に係る事務所等の所在地から、提供を受ける者の住所地等に見直す。これにより、国境を越えたサービスも広く国内取引と位置付けられる。

国外事業者による「電気通信役務の提供」のうち、提供を受ける者が事業者であることが明らかかな場合には、取引に係る消費税の納税義務が、提供を受ける側の事業者に課されることとなった（リバースチャージ方式）。支払う消費税は、仕入税額控除の対象となる。一方、提供を受ける者が消費者である場合には、納税義務者は当該国外事業者となるが、当分の間は、その課税仕入れに係る消費税については仕入税額控除制度の適用を認めないとしている。

また、国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務については、やはりリバースチャージ方式により、納税の義務はその役務の提供を受ける事業者
に転換することとなった。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。